

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	生活排水課	整理番号	2-19
処分の種類	下水の排除の停止命令等			
根拠法令条例等・条項	下水道法第37条の2			
処分の概要	<p>公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場からの排水が、基準に適合しないおそれがあるときは、下水の排除の停止等を命ずることができる。</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>* 審査基準未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】下水道法施行令第9条の4 法第12条の2第1項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第1号から第32号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第33号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。 (1) カドミウム及びその化合物 一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下 (2)～(34) 記載省略 2 前項各号に定める数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。 3 第1項第34号に定める数値は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラージオキシンの量に換算した数値とする。 4 水質汚濁防止法第3条第3項又はダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について第1項に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合においては、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。 5 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第3条第3項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該下水について第1項の基準(前項の規定が適用される場合にあつては、同項の基準)より緩やかな排水基準が適用されるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。</p>			
基準の制定根拠	—			